



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料 具体的な方法が消費税法に規定されていない場合

～仙台国税不服審判所、課税処分を全部取消し～

納税者が個別対応方式の用途区分に際して質疑応答集を根拠として申告したのに対し、質疑応答事例集は病院の場合であって薬局には適用できないとする原処分庁の主張を排し、審判所は、具体的な方法が消費税法上に規定されていないのであるから、何らかの方法で事業者がその区分を明らかにしていれば、法定要件を満たしていると判断して、課税処分の全部を取り消したという事例です。

(平成18年2月28日未公開裁決・全部取消し TAINSコードF0-5-088)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

薬局を営む同族会社である請求人は、問屋から仕入れた調剤薬品等は課税売上げ用又は非課税売上げ用として使用されることから、調剤薬品仕入高勘定の「摘要」欄に「〇〇月分、抜共」と記載することにより、共通売上対応分と区分して申告したところ、原処分庁は個別対応方式における課税仕入れの用途区分に誤りがあるとして更正処分を行ったため、その取消しを求めたという事案です。

(1) 請求人の主張

問屋から仕入れた調剤薬品等は、譲渡後でなければ譲渡先が明らかにならず、いつ、いくらで仕入れたものなのかの追跡が不可能である。請求人は、区分困難である薬品、機材等の課税仕入れを共通売上対応分として取り扱う趣旨の質疑応答事例を根拠とし、問屋からの調剤薬品等の仕入れに係る消費税等を共通売上対応分と区分したものである。

(2) 原処分庁の主張

病院における薬品等の使用が区分困難な場合には、請求人が主張する質疑応答事例のとおり共通売上対応分として区分することもやむを得ないが、薬局での調剤薬品等の仕入れは、そのまま他に譲渡される資産であるから、病院における薬品等の区分と同様に取り扱うことはできない。

2. 仙台国税不服審判所の判断

(1) 個別対応方式により仕入税額控除が認められるためには、①課税売上対応分、②非課税売上対応分、③共通売上対応分とに明らかに区分されていることが適用要件である。

(2) 消費税法第30条第2項第1号にいう「・・・その区分が明らかにされている」という規定に関しては、どの程度まで、どのような方法で、それぞれの区分を明確にしておけばよいのかは、現行法上明記されている規定はなく、消費税法基本通達11-2-18《個別対応方式の適用方法》において「・・・課税仕入れの中から課税資産の譲渡等のみ要するものを抽出し、それ以外のものをすべて課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するものとして区分することは認められない」とされているにすぎない。

(3) そうすると、事業者が、課税仕入れについて、合理的な根拠に基づいてこの3区分に区分をしている限りにおいては、当該区分が認められなければならないが、また、当該区分を明らかにする方法については、消費税法第30条7項の法定帳簿を区分経理しておくとか、同条第9項の請求書等を区分編てつしておくとか、具体的な方法が消費税法上に規定されていないことから、何らかの方法で事業者がその区分を明らかにしていれば、法定要件を満たしていると言わざるを得ない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判11頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。